

CA セレスト U12・U15 チーム規約 (2026年改訂版)

第1条 (名称)

本チームは「CA セレスト」(以下「当クラブ」といいます。)と称します。

第2条 (目的)

当クラブは、サッカーを通じて選手の健全な心身の育成および技術向上を図り、仲間との協調性や社会性を養うとともに、将来幅広い舞台で活躍できる人材の育成を目的とします。

第3条 (活動内容)

当クラブは、練習、試合、大会参加、遠征、合宿その他必要な活動を行います。

第4条 (活動場所・連絡)

1. 活動場所および時間は、別途定めるスケジュールによります。
2. 天候、施設都合、災害その他の理由により、活動内容を変更または中止する場合があります。
3. 活動の実施可否や変更事項は、LINE およびスグラム等の連絡手段により通知します。

これらの連絡手段は、当クラブからの連絡を目的としたものであり、原則として会員または保護者からの問い合わせ、要望、苦情等の受付窓口ではありません。

個別の問い合わせ等については、担当の監督またはコーチに連絡するものとします。

第5条 (会員資格)

本規約に同意し、所定の手続きを完了した者を会員とします。未成年者については保護者の同意を必要とします。

第6条 (費用)

1. 会員は、入会金、年会費、月会費、遠征費、合宿費、登録費等を負担するものとします。
2. 一旦納入された費用は、原則として返金しません。年会費、月会費につき、日割り計算はしません。
3. 会費等は、当団体が指定する決済システム「スグラム」を利用して支払うものとします。月会費は、原則として毎月25日に翌月分を徴収するものとします。年会費は、原則として前年度の3月に徴収するものとします。なお、システムの都合または金融機関の休業日等により、引落日が前後する場合があります。指定期日までに支払いが確認できない場合、当団体は活動制限、退会等の措置を講じることがあります。

ジュニア (小学生)

入会金 3,300円、年会費 5,500円 (スポーツ保険代込み)、月会費 6,700円 (1~3年生) 7,800円 (4~6年生)、2人目以降月会費から1,000円引き

ジュニアユース (中学生)

入会金 6,600円、年会費 11,000円 (スポーツ保険代込み)、月会費 8,900円、2人目以降月会費から1,000円引き、送迎費 5,000円 (利用者のみ)

第7条 (遵守事項)

選手および保護者は以下を遵守するものとします。

- ・ 指導者の指示に従うこと
- ・ 他者への暴言・誹謗中傷・威圧行為を行わないこと
- ・ SNS等でクラブや関係者の信用を損なう発信をしないこと
- ・ 施設および周辺環境のルールを守ること

第8条 (禁止事項)

以下に該当する場合、活動停止または退会とすることがあります。

- ・ 規約違反
- ・ クラブ運営の妨害
- ・ 他の選手・保護者への重大な迷惑行為
- ・ その他、当クラブが不適切と判断した場合

第9条 (安全管理・事故)

1. 当クラブは安全確保に努めます。
2. 活動中の怪我や事故については応急対応を行います。その後の対応は保護者の責任とします。

第10条 (保険)

会員はスポーツ保険等に加入するものとし、補償は保険の範囲内とします。

第11条 (遠征・合宿時の携帯電話・貴重品の管理)

1. 当クラブは、選手の生活リズムの確保および試合への集中を目的として、就寝時等に携帯電話を回収・管理する場合があります。
2. この回収は、あくまで指導上の管理であり、保管責任を全面的に負うものではありません。

第12条 (貴重品・私物の管理)

1. 携帯電話、現金、その他私物については、11条1項に規定する場合を除き自己責任および保護者の責任において管理するものとします。
2. 選手は、必要以上の現金や高価な物品を持参しないようにしてください。

第13条 (盗難・紛失・破損)

1. 活動中および遠征・合宿中における盗難・紛失・破損について、当クラブは責任を負いません。
2. ただし、当クラブの故意または重大な過失がある場合に限り、この限りではありません。
3. トラブル発生時は状況確認および必要な対応は行いますが、当事者間の問題については原則として当事者間で解決するものとします。

第14条（生活規律）

1. 選手は遠征・合宿中、就寝時間・起床時間・行動規律を守るものとします。
2. 指示に従わない場合、試合出場制限、退会等の措置をとることがあります。

第15条（保護者の関与）

1. 保護者は、選手間のトラブルに関し冷静に対応し、過度な要求、威圧的言動、誹謗中傷等を行ってはなりません。
2. 上記に違反した場合、活動制限または退会とする場合があります。

第16条（写真・動画の使用）

活動中に撮影した写真・動画は、広報等に使用することがあります。不都合な場合には事前にお知らせください。

第17条（休会・退会について）

1. 休会を希望する場合は、休会開始希望月の前月末日までに、当クラブが指定する方法により届け出るものとします。
2. 休会は原則として月単位とし、月途中での休会はできません。
3. 休会期間中の会費の取扱いについては、別途当クラブが定めるものとします。
4. 無断での長期欠席については、休会扱いとはならず、会費は通常通り発生します。
5. 選手側からの退会希望の場合は、1ヶ月前までに申し入れるものとします。
6. 正当な理由なく長期間連絡が取れない場合、当クラブの判断により退会扱いとすることがあります。
7. 会員が会費等の納入を怠った場合、当クラブは、指導停止、試合参加停止等の措置をとることができます。
8. 休会は、傷病、家庭の事情、学校行事、その他やむを得ない理由がある場合に認めるものとします。ただし、休会の可否については当クラブが総合的に判断するものとします。休会は、当クラブが申請内容を確認し、承認した時点で成立するものとします。

第18条（他クラブへの移籍について）

1. 会員が他クラブへの移籍を希望する場合は、必ず事前に当クラブへ申し出るものとし、当クラブとの協議の上で決定するものとします。
2. 移籍にあたっては、当クラブに対する未納の会費、遠征費その他の費用がある場合、これを全て精算しなければなりません。
3. 当クラブは、必要に応じて関係団体への登録変更手続等を行うものとします。
4. 前各項の手続が完了するまでは、移籍を認めない場合があります。
5. 移籍に関して発生する手数料等については、会員または保護者の負担とします。
6. 大会中に、同一大会に出場している他チームへの移籍のみ禁止とします。

第19条（規約の変更）

本規約は、必要に応じて変更することがあります。

第20条（施行）

本規約は、2026年4月1日より施行します。

■ 保護者同意欄

本規約の内容について理解し、同意の上、入会・参加いたします。

選手氏名： _____

保護者氏名： _____

日付： _____

写真・動画の使用： 可 不可